

決定年月日	平成29年6月12日	担当部	知的財産高等裁判所 第4部
事件番号	平成29年(ラ)10002号		
○ 文書提出命令の申立てにつき、文書の所持者がその申立てに係る文書を識別することができる事項を明らかにしてなされたものということとはできないとされた事例。			

(関連条文) 民訴法222条1項

(関連する権利番号等)

決 定 要 旨

基本事件は、原告人が、相手方に対し、相手方は、福島第一原発における放射能汚染水の浄化に使用されている高性能ALPSを製造及び稼働させるに当たり、原告人が保有し、原告人から示された営業秘密を使用したとして（不正競争防止法2条1項7号）、同法3条1項に基づく高性能ALPSの製造等の差止めを求めるとともに、同法4条に基づく損害賠償金等の支払を求める事案である。

原告人は、高性能ALPSの設計書、その他高性能ALPSの設計・製造・運用に関して作成された文書（高性能ALPS設計のための擬似水試験、模擬液試験や実液試験の内容を記載した文書を含む。）及び高性能ALPSで使用されている放射能廃棄物量削減、核種除去性能に関する技術情報が記載されている文書（以下「本件各文書」という。）について、本件各文書には、相手方が高性能ALPSで使用している技術情報及び当該情報の内容を理解することに資する情報が記載されているなどとして、文書提出命令の申立てをするとともに、本件申立てに係る文書を識別することができる事項は明らかであるとして、文書特定の申出（民訴法222条1項）をした。

原決定は、本件各文書は職業秘密文書に該当し、相手方はその提出を拒むことができるとして、本件申立てを却下した。

本決定は、本件申立ては、本件申立てに係る文書の表示及び趣旨を明らかにしてなされたものということとはできないとし（同法221条1項）、更に、以下のとおり判断し、本件申立ては、相手方がその申立てに係る文書を「識別することができる事項」を明らかにしてなされたものということもできないとして（同法222条1項）、原告人の原告を棄却した。

(1) 民訴法222条1項にいう「識別することができる事項」とは、文書の所持者において、その事項が明らかにされていれば、不相当な時間や労力を要しないで当該申立てに係る文書あるいはそれを含む文書グループを他の文書あるいは他の文書グループから区別することができるような事項を意味し、申立人側の具体的な事情と所持者側の具体的な事情を総合的に考慮して判断されるべきものである。

(2) 相手方において、本件各文書を、相手方が所持する他の文書あるいは文書グループから区別するに当たり、相当な時間と労力を要する。

一方、原告人において、相手方が高性能ALPSに関して最低限有していた知見の内容

及び多核種除去設備の核種除去性能に関して行った試験の方法や試験結果等と、自らが保有し、相手方に示した営業秘密であると主張する各情報とを比較することにより、本件申立てに係る文書の種別、作成期間、内容の概略や要点等をさらに特定することは困難ではない。また、抗告人において、本件申立てに係る文書の、おおよその作成部署や管理態様等をさらに特定することは困難ではないし、相手方の反論に応じてさらに限定することも困難ではない。さらに、抗告人は、相手方が申立てに係る文書を区別するに当たり、不相当な時間や労力を要しないよう、申立てに係る文書群を特定する努力をしていないといわざるを得ない。

そうすると、本件申立てにおいて、相手方が、不相当な時間や労力を要しないで本件申立てに係る文書あるいはそれを含む文書グループを他の文書あるいは他の文書グループから区別することができるような事項は明らかではないというべきである。

よって、本件申立ては、相手方がその申立てに係る文書を「識別することができる事項」を明らかにしてなされたものということとはできない。